配当公告

三重県伊勢市河崎二丁目二二番二八号
破産者　西口　秀嗣

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成十六年（フ）第一八〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五、六三七、八六七、四二九円

一、配当することのできる金額
金八八四、五九二円

平成二十二年十一月二十九日
三重県津市羽所町三四五番地津駅前第一ビル六階
破産管財人　**北薗　太**

配当公告

香川県木田郡三木町大字井戸二八二〇番地
破産者　大門　正徳

右の者に対する高松地方裁判所平成二十年（フ）第四一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金一、四六一、七八二円
一般債権　金一一八、九一七、三九〇円

一、配当することのできる金額
優先債権　金一、四六一、七八二円
一般債権　金一三、三一七、四六二円

平成二十二年十一月二十九日
香川県高松市福岡町二丁目二五番一六号
破産管財人　多羽本伊知郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡六戸町大字折茂字今熊二六番地、最後の住所青森県上北郡大字折茂字今熊二六番地三
被相続人　亡　古里　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
青森県十和田市稲生町四番二三号第一田中ビル二階
相続財産管理人　弁護士　安澤裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市泉区黒松二丁目一番、最後の住所仙台市泉区黒松二丁目一番一七号
被相続人　亡　辻　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島市笹木野字大金谷尻三六番地、最後の住所福島市野田町字清水尻三番地の一
被相続人　亡　徳井　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
福島市五老内町六番二六号米肥ビル三階
相続財産管理人　佐藤　初美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区百人町三丁目四五〇番地、最後の住所東京都新宿区榎町六〇番地一〇榎ハイツ二〇一
被相続人　亡　今村富沙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
事務所東京都千代田区有楽町一―七―一有楽町電気ビル南館九階九五二号室高津法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大島　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字小山二七一六番地、最後の住所東京都千代田区一番町二〇番地一〇ホーマットイースト二〇四号
被相続人　亡　原　美枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
事務所東京都中央区八丁堀四―九―四東京STビル四階響法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金　建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市岡田四丁目一三九五番地、最後の住所神奈川県厚木市岡田四丁目四番八―七〇一号
被相続人　亡　細野　ナツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯淺　文憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市本江中新一五五番地、最後の住所富山県富山市珠泉東町一〇〇番地一四七
被相続人　亡　石庭　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
富山県富山市今泉西部町九番地の一　富山今泉西部ビル二〇七号室
相続財産管理人　弁護士　大浦　清和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区沓谷二丁目一九三番地、最後の住所静岡市葵区柳町一四八番地の四
被相続人　亡　稲葉　礦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
事務所静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目一番二〇―三〇五号　伊藤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤嘉奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区徳川一丁目三〇九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　神谷はつゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十九日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内八A
相続財産管理人　弁護士　石川　敦男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。効力発生日平成二十二年十二月二十九日であり株主総会の決議は、平成二十二年十月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年十一月二十九日
長野県安曇野市穂高五九七一番地
株式会社パプリカホールディグス
代表取締役　浅井　工壹

第２期決算公告

平成22年11月29日
長野県安曇野市穂高5971番地
株式会社パプリカホールディグス
代表取締役　浅井　工壹

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,136
	固定資産	17,842
	繰延資産	1,074
	合計	54,052
純資産の部及び負債の部	流動負債	26,235
	固定負債	39,758
	株主資本金	△ 11,941
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△ 14,941
	その他利益剰余金	△ 14,941
	（うち当期純利益）	(2,972)
	合計	54,052